

令和 8 年 7 月  
水 産 庁

## ウナギの国際的資源保護・管理に係る 第 19 回 4 力国・地域（日中韓台）非公式協議の結果について

### 1. 日時・場所

6 月 29 日（月）～6 月 30 日（火） 於 横浜市

### 2. 出席国・地域

日本、中国、韓国及び台湾（チャイニーズ・タイペイ）の政府・研究機関の担当者

我が国からは、水産庁（坂本漁場資源課生態系保全室長（我が国代表）、森下農林水産省顧問（議長）ほか）、外務省、経済産業省、業界関係者等が出席

### 3. 結果概要

#### （1）ワシントン条約（CITES）に関する協力

CITES 第 20 回締約国会議（CoP20）の結果を振り返りつつ、CoP21（令和 10 年）以降の附属書掲載提案提出の可能性に備え、不当な貿易制限の回避に向けた 4 力国・地域の協力を確認した。

#### （2）池入数量上限

2026-2027 年漁期及び 2027-2028 年漁期（※）における池入数量上限を平成 26 年の共同声明で定めた数量（ニホンウナギの日本の上限は 21.7 トン）とすることを提案し、合意された。

また、ニホンウナギの資源は回復傾向にあることを踏まえ、科学的根拠に基づく池入数量上限の見直しの可能性について今後検討する必要がある旨を我が国から発言し、他国・地域から反対意見は示されなかった。

（※）ウナギの漁期は 11 月から翌年 10 月まで

#### （3）各国・地域による保存管理措置

- ① シラスウナギ池入数量上限を超過した場合には翌年漁期以降の池入上限から差し引く等の是正措置について我が国から

提案した。その結果、超過が発生した場合には、速やかに他国・地域に報告し、併せて再発防止策及び是正措置も報告することで総論的な合意が得られ、詳細を次回会合で議論することとなった。

- ② 完全養殖で生産された人工種苗については、池入数量上限による管理の対象に含めず、別枠として管理する旨を説明し、他国・地域から反対意見は示されなかった。

## 【参考1 4カ国・地域の会合について】

ニホンウナギについて、4カ国・地域（日中韓台）により、平成24年9月から「ウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議」を毎年開催（なお、中国は平成27年の第8回非公式協議から令和3年の第14回非公式協議まで欠席）。

## 【参考2 第18回非公式協議（令和7年6月）の結果】

### 1. ニホンウナギの各国・地域の池入数量上限

非公式協議において合意されたニホンウナギの各国・地域の池入数量上限は以下のとおり。

国・地域	日 本	中 国	韓 国	台 湾	合 計
上限（トン）	21.7	36.0	11.1	10.0	78.8

### 2. 池入数量上限超過の際の是正措置

各国・地域が池入数量上限を超過した場合の是正措置について、本年の非公式協議で検討することに合意。